平成２９年（フ）第１６１号
北九州市小倉南区徳力１丁目８番７―302号
債務者　有川　佳宏
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安元　隆治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月14日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年５月31日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第２１５号
神戸市東灘区魚崎南町４丁目15番15号　308号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町５丁目５番１―508号
債務者　中川　恭伸
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　のぼる
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月15日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６１号
宮崎市佐土原町東上那珂9625番地、前住所宮崎市神宮東２丁目１番23号　エレメント神宮605号
債務者　根井　浩文
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹村　圭介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月１日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４８号
釧路市大楽毛西２丁目31番344号
債務者　佐藤　玉子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤川　拓也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第６８号
釧路市宮本２丁目５番16号
債務者　平野　曜子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高畑　哲也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月28日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第４７号
盛岡市三ツ割１丁目14番７号　ハイツ杜13号
債務者　阿部　柳二
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中川　順平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月９日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年６月２日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５８号
山梨県笛吹市石和町唐柏771番地１
債務者　藤田　　正
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　謙一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１０５号
熊本市西区上熊本３丁目４番７号　コスモ館202
債務者　鷹野俊一郎
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋本　和隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月６日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１１号
大分県日田市大字渡里120番地３
債務者　梶原　栄子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森山大二郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月３日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
大分地方裁判所日田支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第９０号
函館市深堀町42番２号
債務者　藤村　琢磨
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９１号
函館市深堀町42番２号
債務者　藤村　育子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第９４号
函館市五稜郭町17番５―404号
債務者　山田喜一郎
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月26日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７号
北海道根室市駒場町３丁目20番地155
債務者　佐藤　美幸
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２３５号
愛知県小牧市久保一色南１丁目212番地
債務者　沖野久美子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３０号
岡山県浅口市金光町占見700番地７
債務者　野間　健児
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第４３号
岡山県井原市井原町1402番地２　県営住宅２―102
債務者　妹尾　聖子
1　決定年月日時　平成29年４月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１３４号
北九州市小倉北区足立３丁目10番27―302号
債務者　西野　勝夫
1　決定年月日時　平成29年４月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月29日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部